

# 三井物産株式会社 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2005年(平成17年)4月1日から2008年(平成20年)4月1日までの3年間

## 2. 内容

目標1 子どもの出生時の父親の休暇制度を創設し、周知する。

- <対策> ・2005年4月に「出産付添休暇」(有給3日)を新設。
- ・イントラネット掲載及びハンドブック配布を行う。

目標5 男性の育児休業取得促進策を策定し、実施する。

- <対策> ・2008年4月に育児休業の一部(休業開始日から8週間)を有給化する。

目標2 育児休業期間を延長し、より利用しやすい育児休業制度に改定、周知する。

- <対策> ・2005年4月に育児休業期間を子が1歳6ヶ月迄又は1歳到達後の4月迄とし、最短期間を1年から1年半に延長する。
- ・イントラネット掲載及びハンドブック配布にて周知を行う。

目標6 社内診療所又は人事相談室等における女性向け支援拡充策を検討し実施する。

- <対策> ・2006年12月に幅広く女性の悩みを受け付ける女性人事総務部員のみが窓口となる女性専用相談窓口を開設する。
- ・2007年3月に社内診療所に女性医療相談室を開設する。

目標3 育児時間の取得及び時間外勤務免除の適用期間を延長し、より利用しやすい育児休業制度に改定、周知する。

- <対策> ・2005年4月に育児時間(短時間勤務)の取得、時間外勤務免除の適用期間を満3歳未満から子どもが小学校就学の始期に達する迄へ延長する。
- ・2007年4月に小学校3年生終了までに延長する。
- ・イントラネット掲載にて周知を行う。

目標7 多様な働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備として以下を行う。  
-労使委員会を設置し、下記に対する継続的な取り組みを実施する。  
・所定外労働時間縮減、休暇取得促進  
・在宅勤務等女性の働きやすい制度  
・制度利用しやすい環境作りのための意識改革や啓蒙活動  
-性差別役割分担意識是正のため情報提供を行う。

- <対策> ・2005年8月に労使委員会を設置する。
- ・2007年2月にワークアクトライブバランス応援週間を開催する。
- ・2007年6-11月に女性活躍推進セミナーとして女性社員向け講演会を実施する。

目標4 子どもの看護休暇制度を創設、周知する。

- <対策> ・2005年4月に小学校就学前の子どもの「看護休暇」(有給、年間10日)を新設する。
- ・イントラネット掲載及びハンドブック配布での周知を行う。

目標8 若年層の就業体験機会の提供、および仕事理解の推進を行う。

- <対策> ・2005年11月に千葉県根子名小学校5年生、2006年6月に横浜市立奈良中学校2年生、2006年10月に田園調布雙葉高校3年生を対象に授業を行う。
- ・2007年2月に大学生を対象にインターンシップを行う。